

最低賃金額引上げ 千葉県・東京都は 19円アップの予定

最低賃金の改定は、毎年10月に行われています。これを踏まえて、7月29日に、厚生労働省の中央最低賃金審議会が最低賃金額の改定の目安を決めました。全国加重平均で「18円が引き上げる(予定)」というものです。目安段階では過去最大の上げ幅で、26年度(目安16円増、実績16円増)に続き4年連続で2桁の増額となりました。

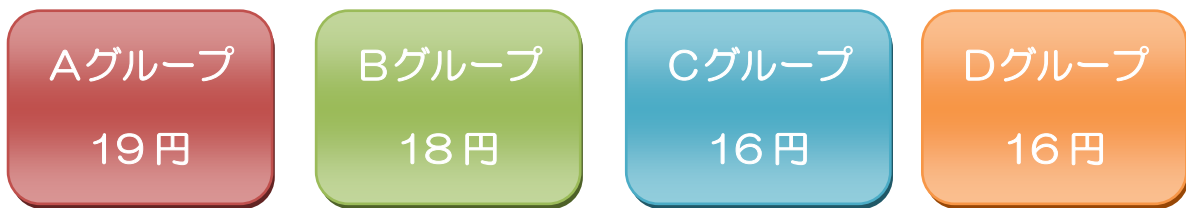
最低賃金で働いた場合の手取り収入が生活保護支給水準を下回る「逆転現象」が26年度より解消され、27年度も引き続き上回る見通しです。

千葉県と東京都の上げ幅は19円で、千葉県は817円(26年度798円)、東京都は907円(26年度888円)になる見込みです。経営者としては「経営への影響が大きい」ので、とても気になるところです。今回の最低賃金の引上げについて、まとめましたのでご覧ください。

※ 詳しくは浅山社会保険労務士事務所まで

【最低賃金額の引上げのポイント】

各都道府県の引上げ目安については、都道府県を経済の状況が良い順にA～Dの4グループに分けた上で、目安を示しています。



◆現在の最低賃金と千葉県を含む一都六県の引上げ額(見込み)

都道府県	平成26年度の最低賃金額(A)	平成27年度地域別最低賃金引上げ額(B)	引上げが実施された場合の最低賃金額(A+B)
千 葉	798円	19円	817円
東 京	888円	19円	907円
埼 玉	802円	18円	820円
茨 城	729円	18円	747円
神奈川	887円	19円	906円
栃 木	733円	18円	751円
群 馬	721円	16円	737円

今後は、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、さらに答申を行い、最低賃金額を決定することとなります。先行き不透明な景気のなか、最低賃金に近い金額で雇用されている者も多いです。引上げの動向はもちろん、引き上げられた際の人件費への影響なども把握しておきたいところです。

正式に地域別最低賃金額が決定された段階で、再度お知らせさせていただきます。

※ 最低賃金のご質問は、浅山社会保険労務士事務所 (TEL 043-255-6410) までご相談ください。